

2024年版

リーダーズ
Zoom
定例会

第2回



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所
Tatsumi legal institute

【第2回 Zoom定例会】

1 民法の復習.....	1
2 記述式.....	14



1

特定物の全部滅失パターン

 事例1

Aは、自己が所有するルノワールの絵画甲を、Bに1,000万円で、売却する旨の売買契約を締結した。

- (1) ルノワールの絵画甲は、Bへの引渡し前に、第三者Cの放火により、Aの店舗が全焼したため滅失してしまった。Bが、まだ代金を払っていない場合、Bは、Aからの代金支払請求に対して、どのような主張をすることができるか。また、ルノワールの絵画甲が、Bへの引渡し後に、第三者Cの放火により、B宅が全焼したため滅失した場合はどうか。
- (2) Aが、引渡期日に、ルノワールの絵画甲を、B宅に持参したところ、Bが、「絵画を置く部屋を改築している」との理由で、受領を拒んだため、Aの店舗に持ち帰ったところ、ルノワールの絵画甲は、第三者Cの放火により、Aの店舗が全焼したため滅失してしまった。Bが、まだ代金を払っていない場合、Aは、Bに対して、どのような主張をすることができるか。
- (3) Bは、売買契約後、1,000万円を支払ったが、ルノワールの絵画甲は、Bへの引渡し前に、第三者Cの放火により、Aの店舗が全焼したため滅失してしまった。Aは、ルノワールの絵画甲に損害保険をかけていたため、保険会社Dから、保険金800万円を受け取った。この場合、Bは、Aに対して、どのような権利に基づいて、どのような請求をすることができるか。

1 損害賠償請求

(1) 意義

損害賠償請求権とは、債務者に対して、債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求することができる権利をいう。民法415条1項は、債務者がある債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるとしている。

(2) 要件

① 債務不履行の存在

債務不履行があると認められるためには、その前提として、契約などの債務の発生原因から債務が発生していることが必要であり、その上で、その債務が内容通りに履行されていないことが必要である。

② 損害の発生

債務不履行があったとしても、損害が発生しなければ、債務不履行に基づく損害賠償請求は認められない。

損害とは、債務不履行がなかったとすれば、債権者が有していたであろう財産の額と、債務不履行があった結果として、債権者が有している財産の額の差額をいう(差額説)。

③ 債務不履行と損害との因果関係

債務不履行に基づく損害賠償責任が認められるためには、債務不履行と損害との間に因果関係があることが必要である。

因果関係とは、債務不履行がなければ、損害が生じなかったであろうという関係のことをいう。

④ 債務者の責めに帰することができない事由の不存在(免責事由)

債務不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債務者は、損害賠償責任を負わない(415条1項ただし書)。

債務者の免責が認められるか否かは、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」、すなわち、契約その他の当該債務の発生原因をめぐり一切の事情に基づき、当該取引に関する取引通念をも勘案して判断される。債務者に帰責事由がないことを債務者が主張・立証すれば免責される。

(3) 効果

ア 遅延賠償・填補賠償

遅延賠償とは、履行が遅れたことによる損害の賠償をいい、填補賠償とは、履行に代わる損害の賠償をいう。

履行が可能な場合、債権者は、履行請求と遅延賠償の請求をすることができ、履行が不可能な場合、填補賠償を請求することができる。もっとも、次の①②の場合には、履行が可能な場合でも、履行が不可能な場合と同様に、履行に代わる損害の賠償(填補賠償)を請求することができる(415条2項)。

① 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

② 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、または債務の不履行による契約の解除権が発生したとき

イ 損害賠償の範囲

(ア) 通常損害

通常損害とは、債務不履行から通常生じる損害をいう(416条1項)。通常損害については、それが発生している限り、特に予見可能性を問題とすることなく損害賠償の範囲に含まれる。

(イ) 特別損害

特別損害とは、特別の事情によって生じた損害をいう(416条2項)。特別損害については、当事者が、その事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。ここでの予見の主体は、債務者であり、予見の対象は、特別の事情であり、予見の時期は、債務不履行時である。

2 契約の解除

(1) 意義

契約の解除とは、契約締結後、当事者の一方の意思表示によって、その契約の効力を当初に遡って消滅させる制度をいう。

(2) 趣旨

契約の解除は、債務不履行をされた債権者を、契約の拘束力から解放するための制度である。したがって、契約の解除が認められるためには、債務者の責めに帰すべき事由は、不要である。



改正前民法では、債務者に、債務不履行について帰責事由がないときは、契約の解除をすることができないと解されてきました。

しかし、解除制度は、債務者にサンクション（制裁）を課すための制度ではなく、債務不履行により、債務の履行を得られない債権者を契約の拘束力から解放するための制度であると理解されるようになりました。

そこで、改正民法では、契約の解除が認められるための要件として、債務者の帰責事由は不要としています。

(3) 解除の要件

ア 催告による解除

① 債務の不履行があること

債務の不履行とは、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないこと、または、履行不能をいう。典型例として、債務者に履行遅滞がある場合がある。

② 相当の期間を定めて催告すること

「催告」とは、債務者に対して債務の履行を請求する意思の通知をいう。

「相当の期間」とは、債務者が履行期までに履行の準備をしていることを前提に、その後の履行を完了するのに必要な猶予期間をいう。

もっとも、相当の期間を定めずに催告をした場合（最判昭29.12.21）や不相当に短い期間を定めた催告も有効であり（大判昭2.2.2、最判昭31.12.6）、客観的にみて相当な期間を経過すれば解除権は発生する。

③ 催告の期間内に履行がされなかったこと

履行せずに期間が満了した時、または期間内に履行拒絶の意思表示により履行しないことが明確になった時に、解除権が発生する。

④ 債務不履行が軽微でないこと

催告期間を経過した時における債務の不履行が、その契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、解除権は発生しない（541条ただし書）。債務不履行が軽微であれば、債権者は、履行請求や追完請求、あるいは損害賠償請求をすることで、十分な救済を受けることができるからである。

イ 催告によらない解除

(ア) 全部解除

債権者は、次の①～⑤の場合には、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる（542条1項各号）。

① 債務全部の履行不能（1号）

履行が不能であるかどうかは、物理的不能だけでなく、一般の取引観念にしたがって

判断する。たとえば、不動産の二重譲渡がなされた場合、第二譲受人に移転登記がなされたときは、第一譲受人の移転登記請求権は、取引観念上、履行不能となる(最判昭35.4.21)。

なお、履行不能には、後発的不能のみならず、原始的不能も含む。

② 債務全部の履行を拒絶する意思の明確な表示(2号)

債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、契約目的の達成は不可能であるため、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

③ 債務の一部の履行不能または履行拒絶(3号)

債務の一部の履行が不能である場合または債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

④ 定期行為(4号)

定期行為とは、契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない契約をいう。定期行為において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

⑤ その他契約目的達成が不可能な場合(5号)

①～④の場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(イ) 一部解除

債権者は、次の①②の場合には、催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

① 債務の一部の履行不能(1号)

② 債務の一部の履行を拒絶する意思の明確な表示(2号)

(4) 債権者の帰責事由による債務不履行

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、催告による解除も催告によらない解除もすることができない(543条)。債権者に責めに帰すべき事由がある場合、債権者を契約の拘束力から解放するのは、当事者の公平に反するからである。

(5) 解除の効果

ア 当事者間

(ア) 原状回復義務

解除により、契約は当初からなかったことになり、契約から生じた効果は遡及的に消滅する(判例 直接効果説)。その結果、各当事者は、その相手方に対して、原状回復義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない(545条1項)。この原状回復義務(545条1項本文)は、703条以下の不当利得の特則と位置付けられる。

また、金銭の返還の場合は、受け取ったときからの利息を付けて返還しなければならない

(545条2項)。なお、返還義務者が金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない(545条3項)。

(イ) 損害賠償請求

債権者は、契約を解除しても、債務者に対して、債務不履行に基づく損害賠償の請求をすることができる(545条4項)。

イ 対第三者間

(ア) 解除前の第三者

解除前に権利を取得した第三者に対しては、解除の効果を主張することができない(545条1項ただし書)。

「第三者」とは、解除された契約から生じた法律関係を基礎として、解除前に、新たな権利を取得した者をいう(大判明42.5.14)。

第三者として保護されるためには、善意・悪意は問われないが、対抗要件としての登記が必要である(最判昭33.6.14)。

(イ) 解除後の第三者

解除権者と解除後の第三者との関係は、解除の相手方を起点とした二重譲渡類似の関係となる。したがって、解除後の第三者との関係は、対抗関係となり、先に登記を備えた者が優先する(大判昭14.7.7)。

3 危険負担

(1) 意義

危険負担とは、双務契約において、一方の債務が履行不能である場合、債権者が債務者からの反対債務の履行請求を拒絶することができるか否かという問題をいう。

(2) 要件

① 債務を履行することができなくなったこと

債務を履行することができなくなったこととは、債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であることをいう(412条の2第1項)。

② 当事者双方の責めに帰することができない事由によること

債務者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときも、反対給付の債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

(3) 効果

ア 原則

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる(536条1項)。

もともと、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるだけであって、反対債務は消滅しない。したがって、反対債務を消滅させなければ、債権者は、履行不能を理由として、契約を解除しなければならない(542条1項1号)。

イ 例外

債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者

は、反対給付の履行を拒むことができない(536条2項前段)。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない(536条2項後段)。

また、債権者の受領遅滞後の不可抗力による不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。

ウ 目的物滅失等に関する危険の移転

(ア) 特定物売買の危険の移転

売主が買主に目的物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が、当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、または損傷したときは、買主は、その滅失または損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができず、また、買主は、代金の支払を拒むことができない(567条1項)。

すなわち、目的物の滅失または損傷に関する危険(リスク)は、目的物の「引渡し」により、売主から買主に移転することになる。

なお、種類物売買については、目的物の引渡しがなされても、特定がなされない限り、危険は、売主から買主に移転しない(567条1項かつこ書)。したがって、買主は、なお、契約に適合する種類物の追完請求をすることができる。

(イ) 受領遅滞による危険の移転

売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、または受領することができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、または損傷したときも、特定物売買の危険の移転の場合と同様となる(567条2項)。

4 受領遅滞

(1) 意義

受領遅滞とは、債務者が履行の提供をしたにもかかわらず、債権者が受領その他の協力をしないことをいう(413条)。

(2) 要件

① 債務の本旨に従った履行の提供(弁済の提供)があること

弁済の提供は、現実の提供が原則であるが、債権者があらかじめ受領を拒み、または債務の履行につき債権者の行為を要するときは、口頭の提供で足りる(493条)。

② 債権者がその提供を拒み、または受領することができないこと

(3) 効果

① 保管義務の軽減

特定物の引渡しを目的とする債務について受領遅滞があったときは、債務者の保存義務は、自己の財産に対するのと同様の注意義務に軽減される(413条1項)。

② 増加費用の債権者負担

債権者の受領遅滞によって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担となる(413条2項)。

③ 債権者への危険の移転

債権者の受領遅滞があった場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。その結果、双務契約において、債権者は、債務者からの反対債務の履行請求を拒むことができず(536条2項)、履行不能を理由として、契約の解除をすることができなくなる(543条)。

5 代償請求権

(1) 意義

代償請求権とは、債務者が、その債務の履行が不能となったのと同じ原因により、債務の目的物の代償である権利または利益を取得したときに、債権者が、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転またはその利益の償還を請求することができる権利をいう(422条の2)。

(2) 趣旨

債務者が履行不能によって債権者に対する履行義務を免れる一方で、履行不能を原因として権利・利益を得るのは不当であるから、それを債権者に償還させることが公平であることに基づく制度である。

(3) 要件

- ① 履行不能
- ② 目的物の代償である権利または利益を債務者が取得したこと
- ③ ②が履行不能と同一の原因によること
- ④ 代償以上の損害の発生

(4) 効果

債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転またはその利益の償還を請求することができる。

 事例2

A信用金庫は、個人事業主Bに、事業用資金3,000万円を貸し付けるにあたり、Bの債務を保証する連帯保証人を付けることを要求してきた。そこで、Bは、自己の事業には関与していない兄Cに依頼して、連帯保証人になってもらうことを考えている。

- (1) 当該連帯保証契約は、どのような要件のもとであれば、効力を生じることになるか。
- (2) 保証契約締結時、誰が、誰に対して、どのような情報提供義務を負うか。
- (3) 保証契約締結後、誰が、誰に対して、どのような情報提供義務を負うか。

1 連帯債務

(1) 意義

連帯債務とは、性質上可分である1個の給付について、複数の債務者が債務を負う場合における当該債務であって、債権者がその連帯債務者の1人に対して全部の履行を請求でき、1人の債務者が弁済すればすべての債務者の債務が消滅するものをいう(436条)。

(2) 性質

連帯債務における各債務は、それぞれが独立したものであることから、1人の債務者についてのみ、連帯債務発生基礎となる法律行為につき、無効または取消事由が存在しても、他の債務者の債務には何ら影響しない(437条)。

(3) 成立

連帯債務は、債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定によって成立する場合と、当事者間の意思表示によって成立する場合がある。

法令の規定によって連帯債務が成立する例として、①共同不法行為に関する719条、②日常家事債務の夫婦の連帯責任に関する761条などがある。

契約によって連帯債務が生じる場合は、その契約は必ずしも1個であることを要せず、当事者は、順次に別個の契約をして連帯債務を生じさせることができる。

(4) 効力

ア 対外的効力

債権者は、その連帯債務者の1人に対し、または同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部または一部の履行を請求することができる(436条)。

イ 債務者の1人について生じた事由の影響

(ア) 原則: 相対的効力

連帯債務者の1人について生じた事由は、原則として、他の連帯債務者に対してその効力を生じない(相対的効力の原則 441条本文)。ただし、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う(441条ただし書)。

① 履行の請求

連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときでも、他の連帯債務者に対して、その効力を生じない。改正前民法では絶対的効力とされていたが、改正民法では、相対的効力事由へと改まった。

② 免除

連帯債務者の1人に対して債務の免除をしたときでも、他の連帯債務者は連帯債務を免れない。改正前民法では絶対的効力とされていたが、改正民法では相対的効力事由へと改まった。

なお、連帯債務者の1人に対して免除がされた場合に、債権者に弁済をした他の連帯債務者は、免除を受けた連帯債務者に対して求償をすることができる(445条)。求償を受けた債務者は、債権者に対して償還請求をすることができない。

③ 時効の完成

連帯債務者の1人のために消滅時効が完成したときでも、他の連帯債務者は、連帯債務を免れない。改正前民法では絶対的効力とされていたが、改正民法では、相対的効力事由へと改まった。

なお、連帯債務者の1人に対して時効が完成した場合に、債権者に弁済をした他の連帯債務者は、時効が完成した連帯債務者に対して求償をすることができる(445条)。求償を受けた債務者は、債権者に対して償還請求をすることができない。

(イ) 例外:絶対的効力

① 弁済

連帯債務者の1人が、債権者に対して弁済をしたときは、他の連帯債務者の債務も消滅する。弁済には、代物弁済や供託も含まれる。

② 更改

連帯債務者の1人と債権者との間に更改があったときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する(438条)。

更改とは、当事者が従前の債務に代えて、新たな債務を発生させる契約をいう(513条)。

③ 相殺

連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する(439条1項)。

債権者に対して債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる(439条2項)。

④ 混同

連帯債務者の1人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなされる(440条)。

混同とは、債権及び債務が同一人に帰属したときに、その債権が消滅することをいう(520条)。たとえば、相続によって、債権者が債務者を相続したような場合がある。

ウ 内部関係

(ア) 求償権

求償権とは、連帯債務者相互間の公平を図るため、給付をして損失を被った債務者から、利得を得た他の債務者に対して、その損失の償還を請求する権利をいう。

連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する(442条1項)。

(イ) 通知

① 事前の通知

他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の1人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他、自己の財産をもって共同の免責を得た場合、他の連帯債務者が、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その連帯債務者に対しては、求償権を行使することができなくなる(443条1項前段)。

② 事後の通知

弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる(443条2項)。

(ウ) 償還無資力者がいる場合

連帯債務者の中に、無資力者がいる場合は、求償できない部分は、他の連帯債務者が各自の負担割合に応じて負担する(444条1項)。

—図表— 不可分債権・不可分債務・連帯債権・連帯債務の比較

	弁済 代物 弁済	請求	更改	相殺	免除	混同	時効の 完成
不可分債権	○	○	×	○	×	×	×
不可分債務	○	×	○	○	×	×	×
連帯債権	○	○	○	○	○	○	×
連帯債務	○			※			

(○：絶対的効力、×：相対的効力)

※ 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

2 連帯保証

(1) 意義

連帯保証とは、保証人が、主たる債務について、主たる債務者と連帯して、保証債務を負担

するという保証をいう(454条)。

連帯保証人は、主たる債務者と連帯して、保証債務を負担していることから、補充性がない(454条)。また、連帯保証契約の場合、分別の利益もない。分別の利益とは、各共同保証人は、主たる債務につき、平等の割合をもって分割した額についてのみ、保証を負担することをいう。

(2) 成立

連帯保証契約は、債権者と連帯保証人との間の連帯保証契約によって成立する。

(3) 効力

ア 対外的効力

連帯保証契約は、保証契約であるから、付従性、随伴性を有している。しかし、連帯保証人は、主たる債務者と連帯して、保証債務を負担していることから、補充性はない。したがって、連帯保証人には、催告の抗弁権、検索の抗弁権は認められない(454条)。

イ 主たる債務者・連帯保証人について生じた事由の影響

(ア) 主たる債務者に生じた事由

主たる債務者について生じた事由は、保証債務の付従性により、原則として、連帯保証人に対して効力を及ぼす。

(イ) 連帯保証人に生じた事由

連帯保証人について生じた事由は、原則として、主たる債務を消滅させる行為以外は、主たる債務者に効力を及ぼさないが、①更改(438条)、②相殺(439条1項)、③混同(440条)については、例外的に、主たる債務者に対しても、その効力を生ずる。

もっとも、主たる債務者と債権者との間で、連帯保証人について生じた事由の効力を主たる債務者にも及ぼす旨を事前に合意しておくことは可能である(458条・441条ただし書)。

(4) 保証と連帯保証の比較

—図表— 保証と連帯保証の比較

	保証	連帯保証
意義	主たる債務者が、その債務を履行しない場合に、主たる債務者に代わって、その債務を履行すべき義務をいう(446条)。	保証人が、主たる債務について、主たる保証人と連帯して、保証債務を負担するという保証をいう。
付従性	○	
随伴性	○	
補充性	○	
分別の利益	○	
保証人について生じた事由の効力		

3 事業にかかる債務についての保証契約

(1) 意義

「事業のために負担した貸金等債務」とは、借主が借入れた金銭等を自らの事業に用いるために負担した貸金等債務をいう。

(2) 趣旨

事業に係る債務を個人が保証する契約については、事業用の借入であることから額が大きく、保証債務の額が膨れ上がることがあるため、形式要件や主債務者の義務を強化し、保証人の保護を図る目的で、改正により新設された。

(3) 原則

個人が保証人である場合には、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約または主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、原則として、効力を生じない(465条の6第1項)。

(4) 例外

ア 保証意思宣明公正証書による個人保証：例外1

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約または主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約を、個人が締結するためには、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1か月以内に作成された公正証書で、保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思表示をしていなければ、その効力を生じない(保証意思宣明公正証書の作成 465条の6第1項)。

なお、465条の6第1項は、保証意思の表示を公正証書で行うことを義務付けたもので、保証契約そのものを公正証書で行うことを義務付けたものではない。

イ 経営者保証の場合：例外2

保証人になろうとする個人が、法人である主債務者の理事や取締役などの経営者保証人である場合や個人である主債務者の共同経営者や主債務者の事業に現に従事する配偶者である場合等には、保証意思宣明公正証書の作成を要することなく、事業のための貸金等債務を保証することができる(465条の9)。

(5) 主たる債務者の情報提供義務

主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証または主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次の①～③の事項に関する情報を提供しなければならない(465条の10第1項各号)。

① 財産及び収支の状況

② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

主たる債務者が①～③の事項に関して情報を提供せず、または事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず

たは事実と異なる情報を提供したことを債権者が知りまたは知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる(465条の10第2項)。

—図表— 情報提供義務の比較

	465条の10	458条の2	458条の3
時 期	契約締結時	契約締結後	契約締結後
内 容	財産及び収支の状況など	主たる債務の履行状況	主たる債務者が期限の利益を喪失したこと
個人・法人			
債務内容	事業に係る債務	債務内容問わず	債務内容問わず
主 体			
相手方	委託を受けた保証人		保証人
義務違反の 効果	主たる債務者が情報提供しなかったことにつき、債権者が悪意・有過失の場合、保証契約の取消し可	規定なし 債務不履行責任	期限喪失時から通知時までの 遅延損害金の請求不可



1

記述式の学習法

1 出題パターン

民法の記述式は、判例知識と条文知識を問う問題の2つの類型があり、類型により、記述式の学習は異なるため、各類型ごとに検討していく必要がある。

2 類型

(1) 判例知識型

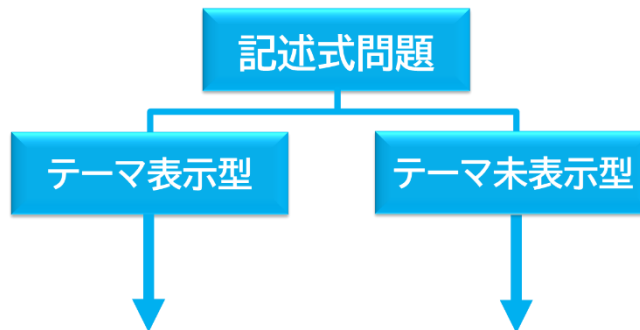
最近では、令和2年と令和4年に、判例知識型の問題が出題されている。判例知識型の問題は、判例の理由付けやロジックを問う問題となるため、日頃の学習の中で、判例の結論だけでなく、理由付けやロジックまでしっかりと理解しておく必要がある。

もともと、判例の理由付けやロジックまでしっかりと理解している受験生は少ないため、令和2年と令和4年の問題は壊滅的な出来具合となっている。

(2) 条文知識型

条文知識型の問題には、テーマ表示型の問題とテーマ未表示型の問題があるため、各類型に応じた学習が必要となる。

一図解一 テーマ表示型とテーマ未表示型



① テーマ表示型

テーマ表示型の問題は、問題文に、何のテーマの問題なのかが書かれているため、あとは、条文の要件・効果のキーワードを事前に記憶していれば、得点することができる問題をいえる。

例えば、平成25年の無権代理人への責任追及の問題では、「どのような要件の下で、どのような請求をすることができるか」というように、無権代理人への責任追及(117条)の要件・効果のキーワードを記憶しているかどうかの問題が出題されている。

② テーマ未表示型

テーマ未表示型の問題は、問題文に、何のテーマの問題なのかが書かれていないため、ま

ずは、何のテーマの問題なのか、アタマの中からテーマを検索していく必要がある。

例えば、令和5年の問題45と問題46の問題では、物上代位と契約不適合責任というテーマ名を書く必要があったが、このテーマ名が書けていない方や間違ったテーマ名を書かれている方は多かった。

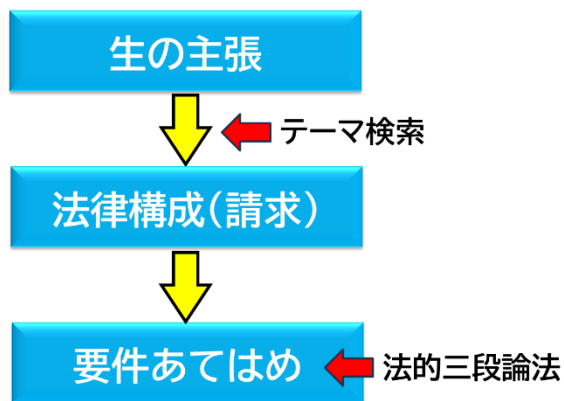
このように、テーマ未表示型の問題では、問題文のキーワードから、正しいテーマを検索できるかが勝負となるため、テーマ表示型の問題と比べると出来具合は悪くなる傾向になる。

その意味で、テーマ未表示型の問題では、正しいテーマ検索ができるようになる勉強が必要となってくる。

3 思考フレームワーク

一図解

思考フレームワーク



4 基本パターン

(1) 物権の世界

- ① 占有訴権
- ② 物権的請求権(所有権に基づく請求)

←

(2) 債権の世界

ア 契約関係あり

- ① 各契約に基づく履行請求 ←
- ② 契約の取消し・無効・解除に基づく原状回復請求
- ③ 債務不履行に基づく損害賠償
- ④ 契約不適合責任に基づく追完請求・代金減額請求

イ 契約関係なし

- ① 事務管理に基づく費用償還請求
- ② 不当利得返還請求
- ③ 不法行為に基づく損害賠償請求

問題1 Aは、Bに対して、自己所有の甲土地を建物所有目的で、賃料月額20万円、期間50年として普通借地で賃借し、その際、Bは、Aに対し敷金として500万円を交付した。Bは、本件土地に鉄筋3階建ての家屋を建築し、本件建物にB名義の登記をして、以来、本件建物に居住している。その後、Aは、Cとの間で本件甲土地の売買契約を締結し、Cへの移転登記が完了した。しかし、Cは、Aから本件土地を購入する際に、賃貸人の地位の移転について、Bから承諾を得ていなかった。このような場合において、Cは、Bに対して、本件賃貸借契約に基づいて、賃料の支払いを求めたが、認められるか。「賃貸人たる地位は、」に続けて、民法の規定に照らし、理由とともに、40字程度で記述しなさい。なお、「賃貸人たる地位は、」は、字数に算入しない。また、AC間において、賃貸人たる地位について、特約はないものとする。

《ステップ1》 問題文の分析

《ステップ2》 テーマ検索

《ステップ3》 法律構成(請求)

《ステップ4》 要件あてはめ

問題2 Aは、20歳の息子Bが資産もないのに無職でいることに日ごろから小言を言っていたところ、BがCから500万円の借金をしていることを知り、その借金を返済してやりたいと考えた。しかし、Bは、「親の世話になりたくない。」と言って、これを拒否している。AがBの上記債務を消滅させてやるためには、いかなる法律的方法があるか。AC間に新たな合意を必要としない場合と必要とする場合とに分けて論ぜよ。

《ステップ1》 問題文の分析

《ステップ2》 テーマ検索

《ステップ3》 法律構成(請求)

《ステップ4》 要件あてはめ

【MEMO】

GW 特訓☆ 9 時間で完成！特別セミナー

重要判例分析講義シリーズ

判例重視の傾向にマッチした判例ライブラリーシリーズ
憲法・行政法・民法が勢揃い！

●通信Web配信開始

4/27 (土) ~

●通信DVD発送開始

5/3 (金) ~

特典！

憲法☆最新判例フォロー講義
(1時間) 付き

最近の憲法は、最新判例を素材にした択一式や多肢選択式の問題が出題されています。そこで、本講座では、出題予想の観点から、『憲法判例 50！(SATART UP シリーズ) 第3版』及びプラスα判例シートには掲載されていない最新判例について、『憲法☆最新判例フォロー講義(1時間)』を特典としてお届けします。

講座仕様

時間

憲法：9時間
行政法：9時間
民法：9時間

講師



リーダーズ総合研究所主任講師
山田斉明講師

教材

【憲法】

- 『憲法判例 50！(START UP シリーズ) 第3版』(有斐閣)(各自購入)
- プラスα判例シート(無料配布)
- セレクト過去問集(無料配布)
- パワーポイントスライド集(無料配布)
- 六法(各自持参)

【民法】

- 新美育文『民法[財産法]基本判例』(有斐閣)(各自購入)
- セレクト過去問集(無料配布)
- パワーポイントスライド集(無料配布)
- 六法(各自持参)

①憲法☆重要判例分析講義

最近の行政書士試験の憲法は、判例の結論だけでなく、理由付けやロジックを問う現場思考型の問題が増えています。どの条文の、何が問題になっているのか、それに対して裁判所は、どのようなロジックで結論を出したのか。同じテーマの複数の判例をグルーピングしたり、比較することで、判例の共通項がみえてくるはずです。そこで、本講座では、『憲法判例 50！(START UP シリーズ) 第3版』とプラスα判例シートを使い、三段階審査のフレームワークに沿って、憲法判例の「理解」を目指すと同時に、セレクト過去問集も使いながら、判例の問われ方についても分析して、本試験で得点することができる得点力を養成していきます。



②民法☆重要判例分析講義

民法は、例年、択一式9問中5問程度が、判例の知識を問う問題が出題されています。ここ数年、正答率が5割程度で推移している民法は、9問中5問程度は得点したいところです。およそ半数以上が判例からの出題傾向にある現在、民法の学習における判例学習は必須のものと言えます。そこで、本講座では、民法(財産法)の重要判例について、『民法[財産法]基本判例』を活用し、判例の理由付けやロジックまできちんと押さえることで、民法判例の「理解」を目指すと同時に、セレクト過去問集も使いながら、判例の問われ方についても分析して、本試験で得点することができる得点力を養成していきます。

※本講座は2022年収録です。



スケジュール

科目	担当講師 (敬称略)	通信部WEB			通信部DVD	
		配信開始※	配信終了	販売終了	発送日	最終申込締切
民法	山田斉明	4/27(土)	11/12(日)	10/25(水)	5/3(金)	10/25(金)
憲法						
行政法		5/3(金)	11/12(日)	10/25(水)	5/10(金)	10/25(金)

※教材発送日は配信開始の2日前です。

2024年新収録!

行政判例ノート 第5版対応!

教材

【行政法】

- 橋本博之『行政判例ノート』（第5版）弘文堂
- セレクト過去問集(無料配布)
- パワーポイントスライド集(無料配布)
- 六法(各自購入)

③行政法☆重要判例分析講義

行政法は、行政書士試験において、300点中112点を占める最も配点の高い科目であり、そのうち、判例知識を問う問題の比率も高くなっています。最近の行政法の判例問題は、択一式・多肢選択式・記述式を問わず、単に判例の結論を知っているだけでは解答することができない問題が増えています。そこで、本講座では、行政法の重要判例について、『行政判例ノート』を活用し、判例の理由付けやロジックまできちんと押さえることで、行政法判例の「理解」を目指すと同時に、セレクト過去問集も使いながら、判例の問われ方についても分析して、本試験で得点することができる得点力を養成していきます。



2022年度
行政書士試験合格者
片平 恵さん
(仮名)

本試験時の不安要素を極限まで減らす為に必要な講座!

判例問題や憲法に苦手意識や少しでも不安を抱えている方、早いうちに不安を解消して自信をつけた上で勉強に進みませんか?こちらの講座ではフレームワーク思考を用いて判例や憲法を捉え直す事により頭が整理されるので、単純暗記でなく長期記憶にわかりやすくなり、本試験時にパッと図が浮かび、私もおかげで短時間で合格できました。

フレームワーク思考って何だか難しく聞こえますが、色々な枠組みを使って考えを整理していく事であり、この頭の使い方は試験だけでなく普段の仕事や生活にも生かれます。

この講座を受けた後は、法律の世界がまた受講前とは違って見えると思いますので、迷う位ならば是非受講してみたい、個人的にイチオシの講座です!

受講料 (税込)

科目	講座コード	受講料			
		通信部Web		通信部DVD	
		辰巳価格	代理店価格	辰巳価格	代理店価格
憲法+行政法+民法 一括	G4020*	¥39,000	—	¥42,900	¥40,755
	リピーター割引	G4021*	¥35,100	—	¥38,500
憲法	G4022*	¥13,700	—	¥15,100	¥14,345
	リピーター割引	G4023*	¥12,300	—	¥13,500
行政法	G4024*	¥13,700	—	¥15,100	¥14,345
	リピーター割引	G4025*	¥12,300	—	¥13,500
民法	G4026*	¥13,700	—	¥15,100	¥14,345
	リピーター割引	G4027*	¥12,300	—	¥13,500

■お申込みの際は、受講形態等の選択と注意事項を必読の上で、上記受講料表にあてはめ、申込書へ記入をお願いします。

(1) 受講形態をお選びいただけます。講座コードの「*」の部分に下記の会場コード(アルファベット)をあてはめてください。

通信WEBはE	通信DVDはR
---------	---------

(2) 注意事項

※注1 通信部WEB受講は、生協等の代理店でのお申込みはできません。辰巳WEBスクール(辰巳HP上)でお申込みいただくか、各本校窓口にお問い合わせください。

※注2 通信部DVDの媒体はDVD-R対応機種でのみご利用いただけます。通信部WEBはWEBスクールにて視聴環境をご確認のうえお申込みください。

※注3 通信部DVDをお申し込みの方はWEB(受講者特典マイページ)をご利用になれます(別途お手続きが必要になります)。

【リピーター割引のご案内】(辰巳各本校でもお取り扱い中)

「辰巳法律研究所&リーダーズ総合研究所」の有料講座受講生(2023年対策/2022年対策/全国公開全模試も含む)受講生は上記講座を10%割引(上記参照)でご受講になれます。リピーター割引でお申込み後に、メールにて受講講座の会員番号をお知らせください。

■メール送先 gy-info@tatsumi.co.jp ■メールの記載事項 件名:リピーター割引 本文:氏名・電話番号・受講講座の会員番号

パーフェクト過去問徹底攻略講座 民法 vol.1

	分野	テーマ	パーフェクト過去問集	サブノート210	
総則	1 権利能力	① 失踪宣告	問題1、4、5		
		② 権利能力なき社団	問題2、3		
	2 制限行為能力			問題7～11	問題3、6
		3 意思表示	① 心裡留保	問題16	
			② 虚偽表示	問題13、16、20、25	問題17
			③ 錯誤	問題15、18、23、24	問題18
④ 詐欺・強迫			問題21、26		
⑤ 総合	問題19、22				
4 代理	① 総合	問題27、29、30	問題23		
	② 無権代理	問題28、31、32、34～37	問題24		
	③ 表見代理	問題33、38	問題25		
5 無効と取消し		問題39、40	問題30		
6 時効	① 時効の援用権者	問題43、45	問題34		
	② 取得時効	問題44			
	③ 消滅時効	問題42、50、51			
	④ 完成猶予・更新	問題47、49	問題33		
	⑤ 総合	問題46、48	問題35		
物権	7 物権的請求権		問題54～56	問題36	
	8 不動産物権変動	① 177条の第三者	問題61、62	問題41	
		② 取消と登記、解除と登記	問題59		
		③ 時効取得と登記	問題57、58		
		④ 相続と登記	問題65	問題40	
		⑤ 混同	問題67		
		⑥ 総合	問題60、63、64、66		
	9 動産物権変動	① 動産物権変動	問題69		
		② 即時取得	問題70～74	問題43	
	10 占有権	① 占有権	問題75～79	問題46、47	
	11 所有権	① 原始取得	問題80		
		② 添付	問題81		
		③ 相隣関係と地役権	問題82～84、92	問題51	
		④ 共有	問題85～91		
	12 用益物権	① 地上権	問題93、94		
	13 留置権	① 留置権	問題95、96、99	問題54	
		② 留置権と同時履行の抗弁権の比較	問題97、98		
14 先取特権		問題100、101			
15 質権		問題102～104			
16 抵当権	① 抵当権の効力の及ぶ範囲	問題107、112、119	問題58		
	② 物上代位	問題109、114、116、117			
	③ 法定地上権	問題110、113	問題59		
	④ 抵当権侵害	問題118	問題63、64		
	⑤ 根抵当権	問題105、106、108、111			
17 譲渡担保		問題120、121			

パーフェクト過去問徹底攻略講座 民法 vol.2

	分野	テーマ	パーフェクト過去問集	サブノート210
債権総論	17 債権の種類		問題122～126	問題73
	18 債務不履行	① 債務不履行	問題127～135	問題72、83
		② 受領遅滞	問題136、137	
	19 責任財産の保全	① 債権者代位権	問題138～144	
		② 詐害行為取消権	問題145～148	問題87
	20 多数当事者の債権関係	① 連帯債務・連帯債権	問題149～153	問題89、90
		② 保証	問題154～159	問題92
	21 債権譲渡	① 譲渡制限特約	問題160、162、163	
		② 対抗要件	問題161、164	問題95
		③ 債務引受	問題165、166	問題97
22 債務の消滅	① 第三者弁済	問題174		
	② 受領権者として外観を有する者に対する弁済	問題170	問題102	
	③ 代物弁済	問題167、168、173		
	④ 弁済による代位	問題171、172		
	⑤ 相殺	問題175～179	問題106	
債権各論	23 契約の成立	① 申込と承諾	問題180、181	問題108
	24 契約の効力	① 同時履行の抗弁権	問題182、183	
		② 契約の解除	問題185～190	問題113、115
		③ 定型約款	問題191	
	25 売買型契約	① 贈与契約	問題192～196	
		② 手付け	問題197、198	
		③ 契約不適合責任	問題199～201	問題122
		④ 他人物売買	問題203、204	問題121
	26 賃借型契約	① 賃貸人の地位の移転	問題208、209	問題128
		② 敷金関係	問題219、222	
		③ 譲渡転貸	問題210、213、214、216、217	問題126、129
		④ 不法占拠者排除パターン	問題215、218	
		⑤ 使用貸借契約	問題206、207、211	問題130
	27 役務提供型契約	① 請負契約	問題223、224、225	
		② 委任契約	問題226、227	
	28 事務管理		問題231～234	問題141
	29 不当利得		問題235、236	問題144、147
30 不法行為	① 生命侵害	問題246	問題165	
	② 過失相殺	問題239、245	問題168	
	③ 使用者責任	問題241、244、247	問題159、160	
	④ 監督義務者責任	問題241、254	問題157	
	⑤ 共同不法行為と求償	問題242、244、247		
	⑥ 債務不履行責任と不法行為責任の比較	問題255		
	⑦ 正当防衛・緊急避難	問題238、253		
	⑧ 総合	問題241、248、254		
家族法	31 婚姻・離婚	① 婚姻	問題256～259	
		② 離婚	問題260～262	
	32 親子	① 養子縁組	問題263、264、266	
		② 嫡出子	問題265、269	
		③ 非嫡出子	問題268	
		④ 親権	問題267	
	33 相続	① 相続人	問題273～277	
		② 遺産分割	問題278、279	
		③ 遺言	問題280、281	
		④ 配偶者居住権	問題282、283	
⑤ 遺留分		問題284		



Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)